

# 「学校いじめ防止基本方針」

徳島県立鳴門高等学校全日制

## 1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

- (1) 教育活動全体を通じ、全ての生徒に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、生徒のお互いの人格を尊重し合える態度や、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を構築する能力の素地を養う。
- (2) いじめはどの子供にも起こりうる、どの子供も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、生徒の尊厳が守られ、生徒をいじめに向かわせないための未然防止に、全ての教職員が取り組む。
- (3) 教職員が生徒の小さな変化を敏感に察知し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、関係生徒から事情を聞き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- (4) 発見・通報を受けた場合には、速やかに組織的に対応し、被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。
- (5) いじめる生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、青少年育成センター、児童相談所等）との適切な連携を図るとともに、平素から、学校と関係機関の担当者との情報共有体制を構築する。

## 2 いじめの防止等の対策のための組織

### (1) 組織の構成

「いじめ対策委員会」を設置し、いじめの防止や対処等にあたる。この組織は、校長、教頭、指導教諭、生徒指導担当教員、学年主任、教育相談課長、人権教育主事、養護教諭、スクールカウンセラーにより構成する。また個々のいじめの防止・早期発見・対処に当たって関係の深い教職員を追加する。また、学校長が必要であると認めた場合には、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者等の助言を得る。

### (2) 組織の役割

- ①学校基本方針に基づく取組みの実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- ②生徒・保護者や教職員からのいじめの相談・通報の窓口となり、報告を受ける。
- ③いじめの疑いに係る情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。また、関係のある生徒への事実関係の聴取・指導や今後の対応方針の決定と保護者の連携を行う。

## 3 いじめの未然防止のための取組

### (1) 教育・指導場面

- ①「いじめは人間として絶対に許されない」との強い認識を、学校教育全体を通じて、生徒一人一人に徹底する。
- ②すべての教育活動をとおして人権尊重の精神を涵養し、社会生活に必要な知識・意欲・態度を育成し、道徳的実践力を高めると共に、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分

の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。

③全ての生徒が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に参加・活躍できる授業づくりや集団づくりを行う。

④インターネット上に他人を誹謗・中傷する情報を発信したり、おもしろ半分勝手に他人の写真を掲載することは、決して許される行為ではなく、人権侵害や重大な事件につながるおそれがあることを生徒に徹底するとともに、インターネットを通じて送信される情報の特性に関する学習や情報モラル教育について学校全体で取り組む。

⑤校内外を問わず、生徒の言葉や態度等に注意を払い、不適切な場合は指導する。

⑥いじめが解決したと見られる場合でも、継続して注意を払い、折に触れて必要な支援・指導を行う。

## (2) 家庭・地域社会との連携

①学校いじめ防止基本方針や指導計画を公表し、保護者や地域住民の理解を得るよう努める。

②家庭や地域社会と連携して、いじめ問題の解決を進める姿勢を示すとともに、必要に応じて警察・青少年育成センター・児童相談所との円滑な連携や情報の共有を図る。

## 4 早期発見・早期対応の在り方

(1) 各学期の始業式及び入学式等において、すべての生徒や保護者に対して、いじめを許さない学校の実践や、学校いじめ防止基本方針を明示する。

(2) 「いじめの発見のための観察ポイント（教員用）」等を使用しつつ、日常的にいじめの発見に努め、生徒が発する危険信号を見逃さず、その一つ一つに的確に対応する。

(3) 全生徒を対象としたいじめ発見のための「アンケート調査」定期的に（6月、12月）に実施することに加え、各学級担任との個別面談（4月、9月、不定期）等から、生徒の悩みや対人関係での状況をきめ細かく把握し、いじめの認知については、「いじめ対策委員会」において組織的に判断する。

(4) いじめの把握にあたっては、教育相談担当教諭、養護教諭、スクールカウンセラー等、学校内の専門家との連携に努める。

(5) 生徒が欠席や遅刻をしたり、けがをしていたりした場合は、必ずその理由を確認し、保護者と連絡を取る。

## 5 いじめへの対処

### (1) いじめの発見・通報を受けたときの対応

①いじめの訴えや情報及び兆候等があった時は、管理職の指示のもと、問題を軽視することなく、正確かつ迅速に事実関係の把握を行う。

②「いじめ対策委員会」において、速やかに関係生徒等から事情を聴取するなど必要な調査を実施するとともに、認知したいじめへの対応方針を決定する。

③職員会議等を通じて、いじめの情報を共有し、対応方針について全教職員の共通理解を図る。

④いじめられた生徒、いじめた生徒への具体的な支援や指導について、教職員一人一人の役割分担を明確化し、組織的に対応するとともに、保護者に対して適切に情報提供を行い、連携・協力を図

る。

## (2) いじめられた生徒、保護者への支援

- ①いじめられた生徒が安心して登校，教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずる。
- ②複数教員による家庭訪問を行い，本人や保護者に直接会って必要な情報を丁寧に提供する。
- ③教育相談課とも連携をはかり，必要な場合にはスクールカウンセラーの活用等心のケアに取り組む。

## (3) いじめた生徒への指導と保護者への助言

- ①毅然とした対応と粘り強い指導を通じて，行為に対する十分な反省を促す。
- ②いじめられた生徒を守る観点から，必要に応じて別室教室等での学習を行わせる。
- ③いじめの背景を考え，行為に対する責任を明確にし，再発防止に努める。
- ④複数教員で家庭訪問を行い，（もしくは来校をしていただき）保護者に説明を尽くし，理解と協力を求める。

## (4) 他の生徒への指導

- ①新たないじめを防止するための指導の徹底を図る。
- ②傍観者や取り巻きもいじめを助長していることを理解させ，「いじめは絶対に許されない」との意識を徹底させる。

## (5) 教育委員会等への報告と連携

いじめを認知した場合は，学校長が速やかに県教育委員会に報告し，適切な連携を図るとともに，必要に応じてスクールカウンセラー等の派遣を要請し，外部専門家の力を借りて対応する。

## (6) 関係機関への相談・通報

- ①「いじめ対策委員会」において，恐喝，暴行，傷害等の犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案は，早期に警察に相談し，警察と連携した対応を取る。
- ②生命又は身体の安全が脅かされるような場合には，直ちに警察に通報する。
- ③ネット上のいじめが行われた場合，いじめに係る情報の削除依頼や発信者情報の開示請求について，必要に応じて警察や法務局に協力を求める。

## 6 校内研修

全ての教職員の共通認識を図るため，年に一回以上，いじめを始めとする生徒指導上の諸問題にする校内研修を行う。

## 7 重大事態への対処

いじめにより，生徒の生命，心身又は財産に重大な被害が生じたり，相当の期間学校を欠席することを余儀なくされたりしている疑いがあると認めるとき，重大事態として県教育委員会に報告するとともに，「いじめ対策委員会」を中心とした学校と県教育委員会が連携して対処する。

## 8 取組の評価

- (1) いじめ問題への取組等について，学校評価の項目に加え，自校の取組を評価する。
- (2) PDCAサイクルの考え方に従い，年間計画で決めた期間の終わりには，「取組評価アンケート」等を実施し，その結果を踏まえてその期間の取組が適切に行われたか否かを検証する。
- (3) 期待するような指標等の改善が見られなかったような場合には，その原因を分析し，次の期間の取組内容や取組方法の見直しを行う。

## 9 年間計画

	「いじめ対策委員会」 ・校内研修等	1年 (取組・体験活動等)	2年 (取組・体験活動等)	3年 (取組・体験活動等)
4月	学校基本方針の説明(文書配布) 指導体制・計画の公表・周知 校内研修	入学式・対面式 オリエンテーション 面接週間 マナーズウィーク 人権意識調査	始業式・対面式 学年集会 面接週間 マナーズウィーク 人権意識調査	始業式・対面式 学年集会 面接週間 マナーズウィーク 人権意識調査
5月	P T A総会 非行防止講演会 創立記念講演会 情報課講習会	ケータイ安全教室 清掃ボランティア マナーズウィーク	ケータイ安全教室 マナーズウィーク	ケータイ安全教室 マナーズウィーク 遠足
6月	アンケート調査 アンケート調査分析	板野支援交流会 マナーズウィーク キャリアアップガイダンス 人権学習HR活動 人権講演会	板野支援交流会 マナーズウィーク キャリアアップガイダンス 人権学習HR活動 人権講演会	板野支援交流会 マナーズウィーク 学年集会 人権学習HR活動 人権講演会
7月	校内研修	マナーズウィーク 体育祭 学年集会	マナーズウィーク 体育祭 学年集会	マナーズウィーク 体育祭 学年集会
8月	一学期取組点検・評価・改善 取組の成果等の情報発信	人権・非行防止標語作成 人権作文作成	人権・非行防止標語作成 人権作文作成	人権・非行防止標語作成 人権作文作成
9月		始業式 面接週間 マナーズウィーク 文化祭	始業式 面接週間 マナーズウィーク 文化祭	始業式 面接週間 マナーズウィーク 文化祭
10月	交通安全講演会	マナーズウィーク 人権意見発表会 人権問題講演会	マナーズウィーク 人権意見発表会 人権問題講演会	マナーズウィーク 人権意見発表会 人権問題講演会
11月		マナーズウィーク 人権学習HR活動	マナーズウィーク 人権学習HR活動 修学旅行	マナーズウィーク 人権学習HR活動 球技大会
12月	薬物乱用防止講演会 アンケート調査 二学期取組点検・評価・改善	板野支援交流会 マナーズウィーク 生活意識調査	板野支援交流会 マナーズウィーク 生活意識調査	マナーズウィーク 生活意識調査
1月	アンケート調査分析 校内研修	始業式 マナーズウィーク 予餞会	始業式 マナーズウィーク 予餞会	始業式 マナーズウィーク 人権意識調査 予餞会
2月		マナーズウィーク 学年集会	マナーズウィーク 学年集会	学年集会
3月	一年間の取組点検・評価・改善 次年度の年間計画作成 校内研修	人権意識調査 終業式	人権意識調査 終業式	卒業式